

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

さぬき市では、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せの防止に加えて、適正価格での契約を推進する観点から、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を運用していますが、令和8年5月1日より、次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

1 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）とします。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 構造物の形成を主体とした工事以外の工事については、上記の計算方法によらず、予定価格に10分の7を乗じて得た額

(3) 特別なものについては、上記の計算方法によらず、契約ごとの10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乘じて得た額

2 施行年月日

令和8年5月1日以降に行われる競争入札から適用します。